

---

## 【特集】 近年の労働市場法の動向と課題

---

特集にあたって

浜村 彰

---

2度の廃案の憂き目にあいながらも、安保法制で国会審議が紛糾した後の2015年9月に労働者派遣の期間制限を大幅に緩和する改正労働者派遣法が成立した。他方、2017年の3月には求人情報の適正化など従来の規制を強化する職業安定法の改正が成立した。また、労働基準法についても、労働時間の法的規制の適用除外を拡大する高度プロフェッショナル制度の導入と時間外労働の限度基準の罰則化をワンパッケージとする改正案が国会で審議されようとしている。このように最近の安倍政権における雇用・労働市場政策の軸足が一体どこに置かれているのか、理解に戸惑う場面が少なくない。

そこで、本特集では労働市場政策にフォーカスして最近の職業安定法や労働者派遣法の改正を検討しながら、これまでの労働市場法制の課題を浮き彫りにするとともに、その今後のあり方を展望することとした。

本特集の総論部分にあたる沼田雅之「労働市場法の現状と課題」は、労働市場法の体系性の欠如とそれを構築すべき労働法学の議論の不十分さが、労働者派遣法の迷走などを助長したとの認識に基づき、労働市場法の新たな理念として憲法の持続可能性の原理に裏づけられた『『均衡のとれた調和的』な『職場』中心の雇用市場の持続可能性の確保』という理念を提示する。そして、そうした観点から労働者派遣法を見直すとともに、「雇用」にとどまらない「職業」という概念の持つ多様性や広義性を再評価したうえで、クラウドソーシングなども包摂しうる労働市場法の枠組みを再構築すべきであるとの問題提起をしている。

河村直樹「職業安定法の改正と公的職業紹介をめぐる課題」は、2017年の3月31日に成立した改正職業安定法の改正内容を紹介するとともに、その問題点を検討している。とくにブラック企業問題でクローズアップされた求人時の情報と採用時の労働条件が異なる場合についての新たな規制について、職安行政の現場の担い手ならではの観点から詳細に検討し、その問題点を浮き彫りにしている。また、現在の非常勤職員によって支えられている職業安定所の深刻な現状も明らかにされている。

浜村彰「労働者派遣法の立法・改正論議から見た労働者派遣の基本的意義づけと政策原理」は、2015年改正労働者派遣法がテンポラリーワークとしての労働者派遣の性格をほぼ喪失させた点について、1985年の派遣法制定当時まで遡ると同時に、その後の改正論議も検証して、そもそも職業安定法上、労働者供給事業として禁止されてきたものをなにゆえに労働者派遣として法的に許容するのか、という労働者派遣の基本的意義づけ（正当性）やそれに基づく政策原理を明確にせず、

その後も法改正においても掘り下げた議論がなされてこなかったことに大きな原因があると指摘し、労働者派遣の基本的意義づけの再構築を主張している。

中野麻美「2015年労働者派遣法の批判的検討」は、2015年改正にいたる議論を振り返りながら、2015年改正法の基本問題について、派遣労働者の保護と権利を中心に詳細に検討している。とりわけ派遣法の基本原則である常用代替防止と派遣労働者の雇用安定の両立問題のほか、派遣労働者のキャリアアップの法的権利性などをめぐって2015年法が新たに提起した問題点と課題を検討している。

(はまむら・あきら 法政大学法学部教授)